

令和6年1月19日

介護サービス相談員派遣等事業
市町村事務局 担当課 御中

特定非営利活動法人
地域共生政策自治体連携機構
介護サービス相談・地域づくり連絡会
代表 石井 信芳

令和6年度 介護サービス相談員研修（養成・現任）のご案内

謹啓 平素よりご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護サービス相談・地域づくり連絡会では、令和6年度の「介護サービス相談員 養成研修」「介護サービス相談員補 養成研修」「介護サービス相談員 現任研修」の全国研修を予定しております。

受講を希望される市町村におかれましては、所定の申込書により、都道府県と当会までお申し込みくださいますようお願い申し上げます。

研修申込受付期間：令和6年2月2日(金)～令和6年3月22日(金)

所定の申込書を当会ホームページからダウンロードのうえ、メール(Excel 添付)で当会へ送信して下さるようお願い申し上げます。

- 厚生労働省では、介護サービス相談員制度の推進を図っております。
- その一環として、令和4年度の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（令和5年3月高齢者支援課 125ページ）には、養成研修への参加者の募集や現任研修への参加を「積極的に進めていただくようお願いする」こと等が記載されています。
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001067326.pdf>
- 介護サービス相談員派遣等事業は、介護保険法に基づく地域支援事業の任意事業であり、研修費については、地域支援事業の財源活用ができます。
- また、都道府県によっては地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（介護従事者分）の中に「介護サービス相談員育成に係る研修支援事業」を規定している所もあり、当該助成金事業の活用が可能な場合もあります。詳細につきましては、各都道府県へお問い合わせください。

ご多用のところ恐縮に存じますが何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

送付内容

- (1) 令和6年度 介護サービス相談員 養成研修 (新人研修)
- (2) 令和6年度 介護サービス相談員補 養成研修 (新人研修)
- (3) 令和6年度 介護サービス相談員 現任研修

以上

※ 研修の予約申込は受付出来ません。受講者決定後、お申込をお願いします。

※ 令和4年度までは、お申込後の一定期間はキャンセル料を請求しない取扱いをしておりましたが、決定通知書の郵送以降は費用が発生しておりますので、昨年度から取り扱いを改め、キャンセル料を請求させていただくこととしております。

※ 介護サービス相談員の全国研修では、他の自治体の介護サービス相談員との横のつながりを持つことも重視しています。

そのため令和5年度同様、オンライン方式は採用せず、対面方式のみ実施いたします。

《お問い合わせ先》

特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構
介護サービス相談・地域づくり連絡会
東京都新宿区市谷田町 2-7-15
市ヶ谷クロスプレイス 4階 (〒162-0843)
TEL : 03-3266-9340 FAX : 03-3266-0223
eメール : sodanin@net.email.ne.jp

(担当 : 高松)

2024(令和6)年度 介護サービス相談員等（養成・現任）研修 一覧

研修日程

東京会場

介護サービス相談員	養成研修（前期）	：	令和6年 7月 9日(火) ～ 7月 12日(金)
	養成研修（後期）	：	令和6年 8月 30日(金)
介護サービス相談員補	養成研修	：	令和6年 9月 19日(木) ～ 9月 20日(金)
介護サービス相談員	現任研修	：	令和6年 10月 22日(火) ～ 10月 23日(水)

大阪会場

介護サービス相談員	養成研修（前期）	：	令和6年 6月 25日(火) ～ 6月 28日(金)
	養成研修（後期）	：	令和6年 8月 9日(金)
介護サービス相談員	現任研修	：	令和6年 10月 3日(木) ～ 10月 4日(金)

介護サービス相談員等 研修費用

	養成研修	補 養成研修	現任研修
介護サービス相談員等研修	66,000	46,200	41,800

研修申込受付期間

2024(令和6)年2月2日（金）～ 2024(令和6)年3月22日（金）

※ メール（Excelデータ添付）にて受付（FAX, 郵送不可）

※ 受講者氏名確定（先着）順に順次、「研修決定通知書」を送付いたします

開催場所

※ 最低申込数に達しない場合、研修開催を見送らせていただく場合がございます

			定員（最大）	最低申込数
養成	東京会場	K F C Room10A	144名	128名
現任	東京会場	K F C ホール	176名	128名
養成・現任	大阪会場	A P大阪茶屋町	96名	85名
補 養成	東京会場	K F C Room107	48名	30名

10. 介護サービス相談員制度等の推進について

(1) 介護サービス相談員制度の推進について

介護施設等において、虐待等の不適切な事案が生じることなく、利用者が安心して過ごせる環境を作るためには、風通しの良い環境を作り出すことが大切であり、このためには、施設長を中心とした職員同士の協力・連携はもとより、第三者である外部の目を積極的に導入することが効果的である。

具体的には、介護保険の地域支援事業（任意事業）である介護サービス相談員派遣等事業（※）の実施が考えられるが、介護サービス相談員を育成するための研修費用が受講者や自治体の負担となっていることや、その活動に対する十分な理解が進んでいないなどの理由により、実施市町村は3割程度に留まっているのが現状である。

また、近年、戸数及び利用者数に顕著な増加がみられる住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅においては、外部サービスを利用しているケースも多く、サービスごとに法体系が異なるなど、サービス提供が複雑な状況にある。

これらの状況を踏まえ、令和2年度に介護サービス相談員研修の体系の見直しや、地域医療介護総合確保基金による研修費用への助成を行う等、介護サービス相談員を育成しやすい環境を整備するとともに、介護施設等でのサービスの質を向上させる観点から、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を派遣先として追加することにより制度の充実を図ったところである。

都道府県においては、介護サービス相談員の積極的な活用及び効果的な実施に向けて、未実施市町村に対して、事業効果等の周知、地域医療介護総合確保基金（介護従事者分）における介護サービス相談員派遣等事業に係る研修費用等の助成対象化、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での介護サービス相談員の受入促進に向けた働きかけをお願いする。

また、事業実施市町村に対しては、本制度のなり手を確保すべく介護サービス相談員（補）研修への参加者の募集や介護サービス相談員の資質向上のための研修参加を積極的に進めていただくようお願いする。

(※) 介護サービス相談員派遣等事業

地域で活躍する市民ボランティア（介護サービス相談員）が介護サービスの現場を訪問し、利用者の疑問や不満を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックして事業者・利用者・保険者である市町村等の間の橋渡し役を果たし、利用者の不安解消を図るとともに、サービスの改善に結びつけるもの

(2) 特別養護老人ホーム等における福祉サービス第三者評価事業の推進について

「福祉サービス第三者評価事業」の推進については、これまでも、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の受審率の引上げを目指すため、「前年度以上の受審率」の目標を掲げるとともに、管内の介護施設等に対して本